

白鷹町第 6 期障がい福祉計画 及び第 2 期障がい児福祉計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月
白 鷹 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
1. 計画策定の法的根拠と趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
第2節 計画策定の背景	2
1. 障害者総合支援法の制定及び改正	2
2. 障がい者数の推移	3
第3節 計画の基本理念	4
第2章 サービスの利用状況	5
第1節 サービス体系	5
第2節 障がい福祉サービス等の利用状況	6
1. 障がい福祉サービスの利用状況	6
2. 地域生活支援事業の利用状況	8
3. 第5期障がい福祉計画等の令和2年度における数値目標達成状況	9
4. 第5期障がい福祉計画等の実績と課題	9
第3章 令和5年度の数値目標	11
第4章 サービス等の見込量（活動指標）	14
1. 障がい福祉サービスの見込量等と見込量確保のための方策	14
2. 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	17
第5章 その他の取組み	18
1. 障がい者虐待防止について	18
2. 障がい者差別解消について	18
3. 成年後見制度の利用促進	18
4. 地域での見守り体制の整備および災害等への対応	19
第6章 計画の推進	20
1. 計画の推進体制	20
2. 障がい福祉施策の総合的な推進について	20
3. 計画の達成状況の点検及び評価（PDCA）	21
参考資料	22

障がい福祉サービスの種類と内容（p. 22）、障がい福祉サービスを利用できる方（p. 24）

地域生活支援事業の種類と内容（p. 25）、主なサービス提供事業所（p. 26）、参考条例（p. 28）

※「障がい」の表記について：本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。但し、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名についてはそのままの表記とします。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の法的根拠と趣旨

白鷹町障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に策定が位置づけられた計画です。また障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20で策定が求められており、障がい者のサービス利用と併せて包括的に検討する必要があることから、障がい福祉計画と一体的に策定します。

町の障がい福祉計画につながるものとして、「支え合い 思いやり 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「地域福祉計画」を令和2年度に策定しました。また、平成25年度に「共にこの町で輝く」を基本理念とする「第2次白鷹町障がい者プラン」を策定しています。これらの計画のもと、本町に暮らす誰もが思いやりの気持ちを持って、助け合い、障がいのある人もない人も共に安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

障がい福祉計画等においては、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等につき、第5期計画期間（平成30～令和2年度）の利用状況やニーズを踏まえ、令和2年度におけるサービスの必要量、目標値を設定し、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供体制の確保、円滑な実施を図り、障がい者や障がい児への支援を計画的に推進します。

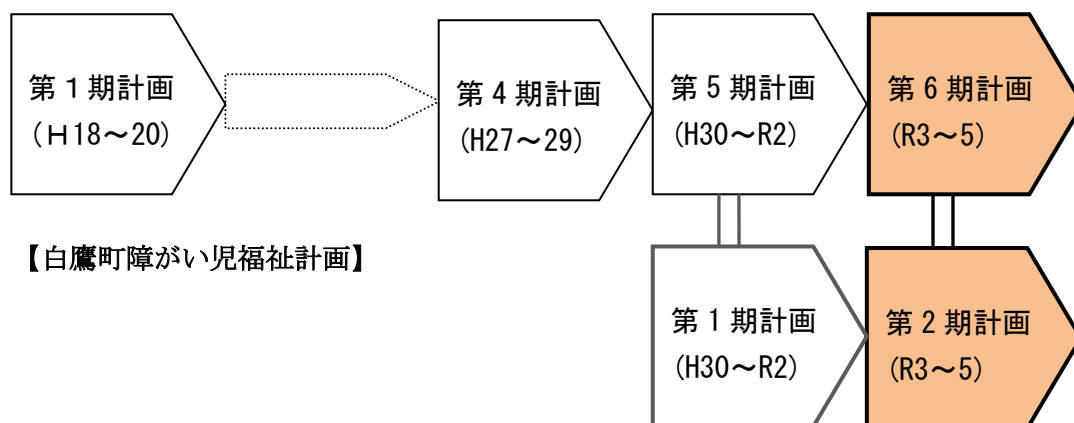
2. 計画の期間

白鷹町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、白鷹町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は一体的に見直し・策定する必要があることから、最終年度の令和5年度に次期計画策定に向けた見直しを行います。

【白鷹町障がい福祉計画】

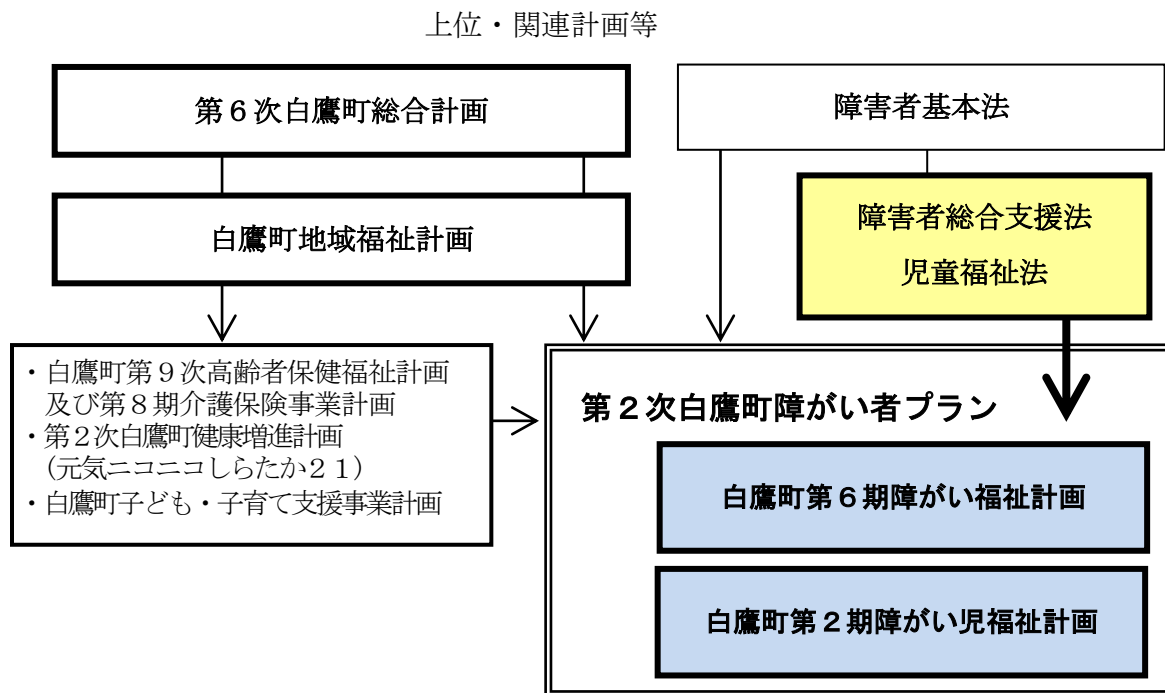
（単位：年）



3. 計画の位置づけ

障がい者及び障がい児に関する計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画（プラン）」があります。

「障害者計画（プラン）」は、障がいのある人の生活全般にかかわる施策の方向性（指針）を定めるのに対して、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は「障害者計画（プラン）」に内包された障がい福祉サービス等の整備目標を定めるものです。第5次白鷹町総合計画等との関係は下図のとおりです。



第2節 計画策定の背景

1. 障害者総合支援法の制定及び改正

障害者総合支援法においては、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう支援を行うという目的と、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることという趣旨の基本理念が規定されています。

そして平成30年には、「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目的とした改正障害者総合支援法が施行されました。自立生活援助、就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用、また、訪問型児童発達支援の創設など障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための支援の拡充を図っています。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。障がい者の権利利益を護り、障がいの有無により分け隔てられることの無い共生社会の実現を社会全体で推進します。

加えて、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。認

知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方を、社会全体で支え合うための成年後見制度の利用を促進することが、共生社会の実現につながります。

2. 障がい者数の推移

本町における障がい者数（手帳保持者数）は、令和2年3月31日現在、身体障がい者681人、知的障がい者128人、精神障がい者66人となっています。

身体障がい者の状況：手帳保持者数（3月31日現在）

障がい種別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障がい	28	26	30	31
聴覚・平衡機能障がい	52	53	52	46
音声言語そしゃく障がい	12	10	9	8
肢体不自由	367	365	365	365
内部障がい	224	220	225	231
計	683	674	681	681

知的障がい者の状況：手帳保持者数（3月31日現在）

種別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
療育手帳A	43	36	37	41
療育手帳B	92	87	90	87
計	135	123	127	128

精神障がい者の状況：手帳保持者数（3月31日現在）

等級	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	27	29	27	17
2級	26	27	29	27
3級	14	18	27	22
計	67	74	83	66

自立支援医療受給者、補装具費受給者（年度別）

種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
自立支援医療（更生医療）	45	37	42	52
自立支援医療（育成医療）	1	4	4	5
補装具費	20	18	22	22
自立支援医療（精神通院）	171	170	190	193

特別児童扶養手当受給者数（年度別）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別児童扶養手当受給者	25	25	23	24

第3節 計画の基本理念

お互いに地域で支え合い

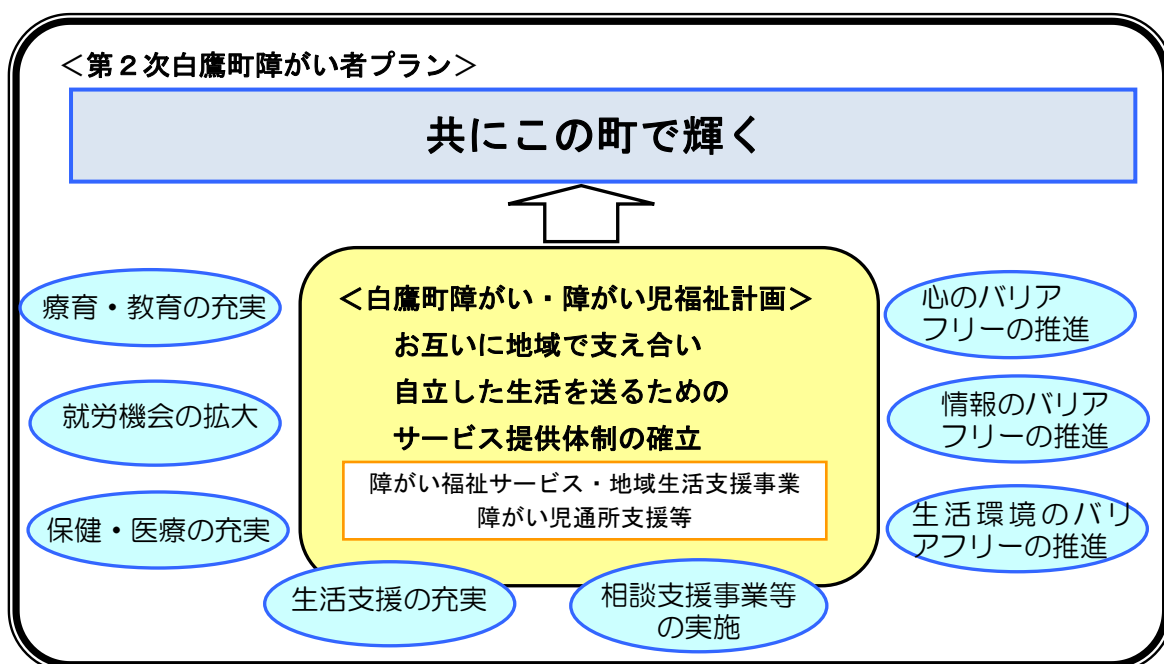
自立した生活を送るための

サービス提供体制の確立

第6次白鷹町総合計画では、目指す将来像を「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」と定め、町民一人ひとりが生き生きと活躍し輝く、未来につながるまちをめざしています。

白鷹町地域福祉計画では、基本理念を「支え合い 思いやり 安心して暮らせるまちづくり」とし、本町に暮らす誰もが思いやりの気持ちを持って、助け合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。また、「第2次白鷹町障がい者プラン」では基本理念を「共にこの町で輝く」とし、障がい者の権利擁護を図り、障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられる白鷹町の創造に努めています。

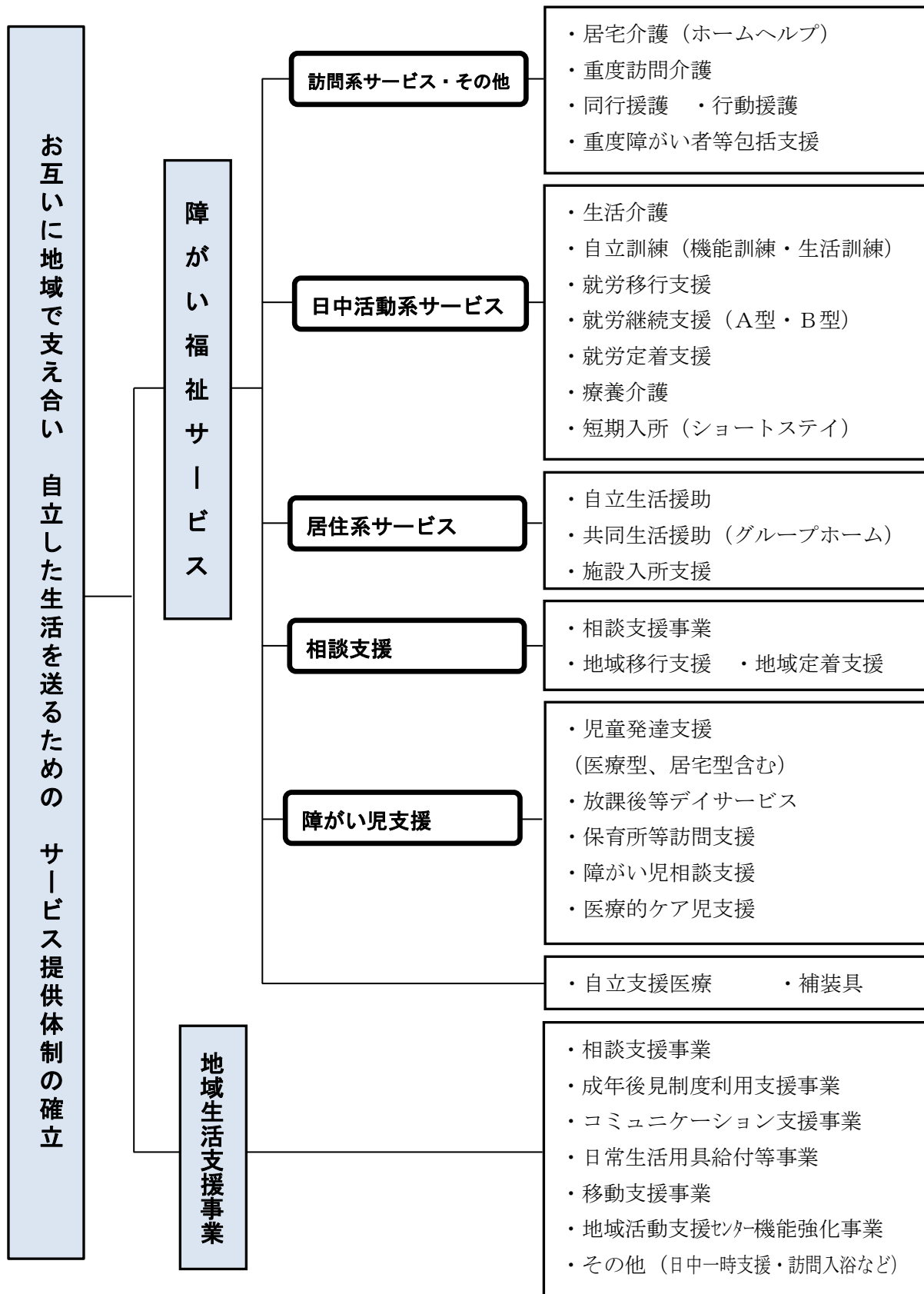
それらの実現に向け、本計画の基本理念を「お互いに地域で支え合い 自立した生活を送るための サービス提供体制の確立」とします。障がいのある人もない人も、大人も子どもも、それぞれの地域生活、社会参加における自立を目指し、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等を利用しながら白鷹町で暮らし続けることができることを目指します。障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等の利用にあたっては、町や相談支援事業所がかけはしとなり、介護保険など他のサービスとの調整を図りながら、切れ目なく相談やサービス提供ができるような体制を確立します。



第2章 サービスの利用状況

第1節 サービス体系

障がい者のサービス提供体制は、「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」の二つの柱で、障がい者への総合的な支援を実施します。



第2節 障がい福祉サービス等の利用状況

1. 障がい福祉サービスの利用状況（令和2年6月実績に基づく）

【訪問系サービス】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用時間合計

事業名	令和2年度計画		令和2年度実績見込		利用率
居宅介護	13 人	150 時間	11 人	93 時間	62%
重度訪問介護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0%
同行援護	1 人	17 時間	0 人	0 時間	0%
行動援護	1 人	4 時間	0 人	0 時間	0%
重度障がい者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0%

【日中活動系サービス】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用日数合計

事業名	令和2年度計画		令和2年度実績見込		利用率
生活介護	55 人	990 日	47 人	959 日	96.8%
自立訓練（機能訓練）	1 人	11 日	0 人	0 日	0%
自立訓練（生活訓練）	2 人	32 日	0 人	0 日	0%
就労移行支援	2 人	36 日	1 人	22 日	61.1%
就労継続支援A型	2 人	40 日	2 人	44 日	110.0%
就労継続支援B型	59 人	1062 日	49 人	935 日	88.0%
就労定着支援	1 人	—	0 人	0 日	0%
療養介護（月間の利用人数）	3 人	—	2 人	—	66.6%
短期入所	8 人	48 日	5 人	28 日	58.3%

【居住系サービス】

月間の利用人数

事業名	令和2年度計画	令和2年度実績見込	利用率
自立生活援助	1 人	0 人	0%
共同生活援助	14 人	25 人	178.5%
施設入所支援	32 人	34 人	106.2%

【相談支援】

月間の利用人数

事業名	令和2年度計画	令和2年度実績見込	利用率
相談支援（年間の利用者数）	132 人	140 人	106.0%
地域移行支援	1 人	0 人	0%
地域定着支援	1 人	0 人	0%

【障がい児通所支援】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用日数合計

事業名	令和2年度計画		令和2年度実績見込		利用率
児童発達支援	5 人	35 日	9 人	60 日	171.4%
医療型児童発達支援	1 人	5 日	0 人	0 日	0%
居宅訪問型児童発達支援	1 人	5 日	0 人	0 日	0%
放課後等デイサービス	13 人	169 日	13 人	248 日	146.7%
保育所等訪問支援	1 人	1 日	7 人	22 日	2200.0%
障がい児相談支援	18 人（年間）		28 人（年間）		155.5%
医療的ケア児に対するコー ディネーター配置	1 人		1 人		100.0%

2. 地域生活支援事業の利用状況

町の地域生活支援事業は、障がい者等が地域で快適な生活を送るために、地域生活に関する一般的な支援を行う事業です。

事業区分	令和2年度計画		令和2年度実績見込		利用率	
	箇所数等	実施見込 み者数等	箇所数等	実施見込 み者数等	箇所数等	実施見込 み者数等
相談支援事業等						
相談支援事業						
障がい者相談支援事業	3 か所		4 か所		133.3%	
地域自立支援協議会	1 か所		1 か所		100.0%	
成年後見制度利用支援事業		1 人		1 人		100.0%
コミュニケーション支援事業		2 人		1 人		50.0%
手話通訳者派遣事業		1 人		0 人		0%
要約筆記者派遣事業		1 人		1 人		100.0%
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具		2 件		1 件		50.0%
②自立生活支援用具		3 件		2 件		66.6%
③在宅療養等支援用具		3 件		3 件		100.0%
④情報・意思疎通支援用具		2 件		1 件		50.0%
⑤排泄管理支援用具		180 件		170 件		94.4%
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)		1 件		1 件		100.0%
移動支援事業						
移動支援		3 人		3 人		100.0%
(※下段は利用見込み時間数)		120H		120H		100.0%
特別支援学校通学支援		10 人		7 人		70.0%
※下段はヘルパー等利用見込み時間数)		1100H		1030H		93.6%
地域活動支援センター機能強化事業						
基礎的事業	1 か所	1 人	1 か所	1 人	100.0%	100.0%
機能強化事業	1 か所	1 人	1 か所	1 人	100.0%	100.0%
その他の事業						
知的障がい者職親委託制度		1 人		0 人		0%
日中一時支援事業	4 か所	5 人	3 か所	5 人	75.0%	100.0%
訪問入浴事業	-	-	1 か所	1 人	新規事業	
社会参加促進事業						
自動車運転免許取得助成事業		1 人		1 人		100.0%
自動車改造助成事業		1 人		1 人		100.0%

3. 第5期障がい福祉計画等の令和2年度における数値目標達成状況

項目	目標値	実績予定値
地域生活移行者数	4人	2人
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置）（※1）	整備有	整備無
地域生活支援拠点（※2）	整備有	整備無 （令和5年度末までに整備予定）
年間一般就労移行者数	2人	1人
就労移行支援事業の利用者数	2人	1人
就労定着支援による職場定着率	100%	利用者なし
児童発達支援センターの設置	町または圏域（※3）に整備	単独設置はないが、圏域に設置済み
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	町または圏域に整備	単独設置はないが、圏域に設置済み
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	町または圏域に整備	単独設置はないが、圏域に設置済み
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	町または圏域に整備 （平成30年度末まで）	圏域に設置済み （令和元年度）

※1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いなどが包括的に確保され、提供される地域社会の仕組み

※2 地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見すえた、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）

※3 圏域

「山形県障がい福祉計画」では、置賜圏域を米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町で構成するとしています。

4. 第5期障がい福祉計画等の実績と課題

<障がい者のサービス利用について>

主要なサービスのうち、居宅介護、生活介護、就労継続支援B型、短期入所の利用人数は見込みを下回りました。これは、共同生活援助など別のサービスへ移行したり、サービス利用を中断している方がいるためです。令和2年春頃には、新型コロナウイルス感染症の影響で外部利用者の受け入れを中止した事業所もありました。サービス利用の継続への

支援や、感染症発生時の対応について、課題が残ります。

地域における生活の場としての共同生活援助については、在宅生活が困難となったことからの相談や近隣市町へのグループホーム整備が進んだことから、利用者数が見込みを大きく上回り、計画期間中の新規利用者は12名となりました。

施設入所についても見込みを上回ったものの、地域生活への移行として共同生活援助へ移行した方もいました。

相談支援について、町内の事業所で新たに指定特定相談支援事業を開始しました。

地域生活支援事業については、新たに訪問入浴事業を開始しました。また、平成30年に、障がい児の相談支援事業所が近隣に開設し、一般相談支援事業を委託しました。

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢、障がいなどの枠を超えた横断的な支援を行うことができる「共生型サービス」が、介護保険、障がい福祉それぞれに位置づけられていますが、支援体制構築にはサービス提供事業所との連携など課題が残っています。

<障がい児のサービス利用について>

児童発達支援は、利用人数の見込みを上回りました。これは、町の乳幼児健診や保育施設との連携を通じて、障がいのあるお子さんへの支援が早期に開始されるケースが増えていることが考えられます。

放課後等デイサービスの利用人数は見込み通りでした。事業所の周知が図られていることもあり、保護者自身が情報収集してサービス利用につながるケースも増えています。

放課後等デイサービスについては、新型コロナウイルス感染症対策としての特別支援学校等の臨時休校に伴い、令和2年3月から6月にかけて利用時間が増加しました。

新しいサービスである保育所等訪問支援については、前期計画策定時には近隣に事業所がありませんでしたが、前述の障がい児事業所において保育所等訪問支援事業も開始しており、見込みを大きく上回る利用がありました。

同事業所においては、児童発達支援センターにおける児童発達支援や放課後等デイサービス、相談支援も行っています。児童発達支援センターでは医療的ケア児の受け入れも行っています。小さいうちから障がい児専門の事業所に関わっていただくことで、保護者の意識の向上も図られ、サービス利用につながっていると考えられます。

特別支援学校への通学支援については、ほぼ計画通りの利用でした。

<数値目標達成状況について>

障がい者に関しては、施設から自宅やグループホームなどの地域生活に移行する方、福祉サービス利用から一般就労へ移行する方につき、目標値には及びませんでしたが、支援を受けて移行された方もありました。一般就労移行後の就労定着のためのフォローにつき、就労定着支援などの福祉サービスでカバーできる部分とできない部分があり、課題が残ります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点については、目標年度までの整備には至りませんでしたが、近隣市町と協力し、事業所との調整を図りながら、今後の整備にむけた検討を続けています。

障がい児分野では、事業所等の整備につき、町内への整備はないものの近隣市町への整備がなされ、実際の利用につながっています。

第3章 令和5年度の数値目標

障がい福祉計画等の策定にあたり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため目標を定めます。

課題となる項目ごとに、国の指針中の目標数値と町の実情を基に、令和5年度における数値目標を定め、自立した生活を送るための目標達成のために取り組んでいきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者35名のうち、令和5年度末までに2名が地域生活に移行し、施設入所者数が減少することを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	35人	令和元年度末の施設入所利用者数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (5.7%)	令和5年度末までの施設入所からグループホーム等への地域生活移行の目標値

取組み) 計画相談事業所などが、施設入所者本人や家族の意向を聴いた上で、自立訓練や地域移行支援などのサービスを利用して、段階的に地域生活へ移行できるよう支援します。

(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

障がい者の地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点を整備するとともに機能の強化を図ります。

項目	数値	備考
【目標】	地域生活支援拠点の整備	令和5年度(予定)
	運用状況の検証及び検討	年1回以上
		近隣市町と連携予定

取組み) 現在、近隣市町や事業所と連携し、整備のための検討を続けています。整備の在り方については管内事業所の協力を仰ぎ、自立支援協議会などにも諮り、整備後には関係機関による運用状況の検証及び検討を行いながら、地域の実情にあった拠点運営を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する方を、3人にすることを目指します。

項目と目標数値	一般就労移行前の利用サービス	移行した方の数
令和元年度の一般就労移行者数 【実績値】1人 (福祉施設を退所し、一般就労に移行した方の数)	就労移行支援	0人
	就労継続支援A型	0人
	就労継続支援B型	1人
令和5年度の年間一般就労移行者数 【目標値】3人 (福祉施設を退所し、一般就労する方の数。 令和元年度の1.27倍以上を目標とします。)	就労移行支援	1人
	就労継続支援A型	1人
	就労継続支援B型	1人

就労定着支援による職場定着率

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	100%	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する方のうち、就労定着支援事業を利用している方の割合

取組み) 就労系サービス利用者の、一般就労へのニーズの掘り起こしを行い、サービス等利用計画へ反映し、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、相談支援事業所などによる移行のための支援を行います。一般就労に向けた適切なサービス利用かどうかについては、自立支援協議会での検証を行います。また、町内企業との連携を図りながらマッチングを目指します。

また、一般就労に移行した方について、移行後6月以上経過した方だけが利用できる就労定着支援サービスを受けることで、就労移行後のフォローを行い、職場への定着を図ります。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

身近な地域で、障がいのあるお子さんのライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

項目	整備の有無等
児童発達支援センターの設置	圏域内に確保
保育所等訪問支援事業の実施	圏域内に確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内に確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内に確保
医療的ケア児支援協議の場の設置	総合支庁事務局による圏域の協議の場を、町の協議の場として位置付け
医療的ケア児等コーディネーターの配置 (医療的ケア児が、ライフステージを通じて必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる者)	2名

取組み) 児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業については、すでに近隣に1か所開設されていますが、主に重症心身障がい児を支援する事業所は圏域への開設にとどまっています。今後、新規の開設の動きがあった場合には、利用を希望する方が充分に利用できるよう調整を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センターの設置について、近隣市町や事業所と検討を行う。

※基幹相談支援センター：

障がい者やその家族の方の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的・専門的な相談支援、地域移行・地域定着への取り組み、相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポート、障害者の虐待防止・権利擁護、また地域内における関連機関の連携強化への取り組みを行います。

取組み) 令和2年度に、町の一次的な相談窓口を地域包括支援センターの業務に位置付け、総合相談支援（制度横断的支援等）、権利擁護（高齢者・障がい者虐待対応等）などの支援を実施し、関係機関と連携を図り、包括的な相談支援が図られるよう取り組んでいます。今後は、町や事業所の役割分担を明確にし、近隣市町と連携し地域の相談支援体制の在り方につき検討しながら、体制のさらなる強化を目指します。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組み

項目	整備の有無等
適切な障がい福祉サービス等が提供できているかを確認する体制	体制整備
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有する体制	体制整備

取組み) 障害者総合支援法の具体的内容を理解し、真に必要な障がい福祉サービス等の提供を行うため、町職員は県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修（初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等）に参加します。加えて、障がい福祉サービス等の利用状況（モニタリング結果や実績等）を把握し、適切な障害福祉サービス等が提供できているかを確認します。

また、請求の過誤を無くすため、自立支援審査支払等システム等を活用し、審査結果について分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有する機会を設けます。

第4章 サービス等の見込量（活動指標）

1. 障がい福祉サービスの見込量等と見込量確保のための方策

（1）障がい福祉サービス見込量

現在の利用者の実績、今後の意向等により推計しました。

【訪問系サービス】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用時間合計

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	17人	153時間	18人	162時間	19人	171時間
重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
行動援護	1人	4時間	1人	4時間	1人	4時間
重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

【日中活動系サービス】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用日数合計

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
生活介護	50人	917日	50人	917日	50人	917日
自立訓練（機能訓練）	0人	0日	0人	0日	0人	0日
自立訓練（生活訓練）	1人	18日	1人	18日	1人	18日
就労移行支援	1人	20日	1人	20日	1人	20日
就労継続支援A型	2人	45日	2人	45日	2人	45日
就労継続支援B型	53人	903日	53人	903日	53人	903日
就労定着支援	1人	—	1人	—	1人	—
療養介護	3人	—	3人	—	3人	—
短期入所（福祉型・医療型）	7人	35日	8人	40日	8人	48日

【居住系サービス】

月間の利用人数

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	31人	32人	33人
施設入所支援	35人	34人	33人

【相談支援】

月間の利用人数

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	12人	12人	12人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

【保健・医療・福祉関係者による協議の場】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（p.9 参照）の中心となる保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域の仕組みづくりや課題についての協議を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の開催	年1回以上	年1回以上	年1回以上

【地域生活支援拠点等】

地域生活支援拠点等を整備し、機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

【障がい児通所支援】

左欄：月間の利用人数、右欄：月間利用日数合計

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
児童発達支援	11人	55日	11人	55日	11人	55日
医療型児童発達支援	0人	0日	1人	5日	1人	5日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0日	1人	5日	1人	5日
放課後等デイサービス	19人	342日	20人	360日	21人	378日
保育所等訪問支援	10人	30日	11人	33日	12人	36日
障がい児相談支援	5人		5人		5人	
医療的ケア児に対するコーディネーター配置	2人		2人		2人	

【その他】

相談支援体制の充実や強化を図るため、相談事業所に対する県による専門的な指導・助言が行われます。また、自立支援協議会において、相談支援体制の評価・課題整理を行い、連携強化を図ります。

障害福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する研修会に参加したり、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用していきます。

近年、大人や子どもに関わらず相談件数の増えている発達障がいの方について、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の案内をしていきます。

（２）見込量確保のための方策

- ① 町内外の事業所、施設等より、サービスを提供します。事業所数が限られている中、利用者の希望に沿ったサービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携のうえ、自立支援協議会等への意見を聞き、県や置賜圏域での連携を図りながらサービ

- ス提供可能な事業所の確保、調整を行います。
- ② 近隣市町の新規事業所の情報を速やかに把握するとともに、町内における新規事業の相談に応じる等の支援を行い、資源の充実化を図ります。
 - ③ 医療的ニーズの高い重症心身障がい児（医療的ケア児）への支援についても、相談支援事業所や医療機関との連携を図り、必要なサービス提供体制を築きます。
 - ④ 平日以外のサービス利用のニーズもあるため、相談事業所を通じた利用調整など必要な支援を行います。
 - ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢、障がいなどの枠を超えた横断的な支援を行うことができる「共生型サービス」が、介護保険、障がい福祉それぞれに位置づけられています。サービス利用者のニーズや、サービス提供事業者の状況を踏まえながら、障がい者の方が高齢になっても使い慣れた環境においてサービスを利用し生活できるよう、支援体制の構築に向け引き続き検討を進めていきます。

2. 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

(1) 地域生活支援事業のサービス見込量

事業区分	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	箇所数等	実施見込	み者数等	利用見込	箇所数等	実施見込	み者数等	利用見込	箇所数等	実施見込	み者数等	利用見込
相談支援事業等												
相談支援事業												
障がい者相談支援事業	4 か所				4 か所				4 か所			
地域自立支援協議会	1 か所				1 か所				1 か所			
成年後見制度利用支援事業			1 人				1 人				1 人	
コミュニケーション支援事業												
手話通訳者派遣事業			1 人				1 人				1 人	
要約筆記者派遣事業			1 人				1 人				1 人	
日常生活用具給付等事業												
①介護・訓練支援用具			2 件				2 件				2 件	
②自立生活支援用具			3 件				3 件				3 件	
③在宅療養等支援用具			2 件				2 件				2 件	
④情報・意思疎通支援用具			1 件				1 件				1 件	
⑤排泄管理支援用具			180 件				180 件				180 件	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)			1 件				1 件				1 件	
移動支援事業												
移動支援 (※下段は利用見込み時間数)			3 人				3 人				3 人	
			120				120				120	
特別支援学校通学支援 (※下段はヘルパー等利用見込み時間数)			9 人				10 人				10 人	
			900				900				900	
地域活動支援センター機能強化事業												
基礎的事業	1 か所		1 人		1 か所		1 人		1 か所		1 人	
機能強化事業	1 か所		1 人		1 か所		1 人		1 か所		1 人	
その他の事業												
日中一時支援事業	4 か所		5 人		4 か所		5 人		4 か所		5 人	
訪問入浴事業	1 か所		1 人		1 か所		1 人		1 か所		1 人	
社会参加促進事業												
自動車運転免許取得助成事業			1 人				1 人				1 人	
自動車改造助成事業			1 人				1 人				1 人	

(2) 見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、地域の実情や障がい者等の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業であることから、障がいのある方々の課題を協議しながら、サービス提供体制を充実していきます。

第5章 その他の取組み

1. 障がい者虐待防止について

障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第32条の規定に基づき、平成24年度に白鷹町障害者虐待防止センターを設置しました。虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待が発覚した場合は、障がい者を保護するため、迅速に対応します。

また、同年に白鷹町障がい者虐待防止ネットワーク協議会を発足し、この協議会は、平成28年からは高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会と組織変更し、高齢者分野とともに情報交換などを行っています。

2. 障がい者差別解消について

町では令和2年3月に、「白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる社会（共生社会）の実現を目指します。

条例では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止しています。また、障がいのある方から求められた場合等に、合理的配慮（※）をすることを町の責務として定め、事業者にも努力いただくよう求めています。加えて、職員に対する研修を行い理解を深め、事業者や町民の方に対しても、差別解消や障がいのある方の活動などについての広報や啓発活動を実施し、共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、これらの施策を効果的かつ円滑に実施することを目的として「白鷹町障がい者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

また山形県では、障がい及び障がい者に関する正しい知識と理解を持ち、それぞれの所属・職場や地域等において、障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組みを積極的に実践していただく方を「心のバリアフリー推進員」として認定しています。

※合理的配慮とは、障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうこと

3. 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪徳商法の被害者となることを防ぎ、ご本人の権利と財産を守り、支援する制度です。本人の権利を守る援助者がつくことにより尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援等の権利擁護を推進します。

必要とする方だれもが制度を利用できるよう周知を図るとともに、審判請求費用並びに成年後見人等への報酬に対し助成を行います。

また、成年後見制度を活用し、認知症高齢者や障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えることが求められています。地域における相談窓口を整備

するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みの中核的な役割を担う機関として、置賜地域の3市5町での置賜成年後見センター（仮称）の令和4年度の設立に向けて検討を行います。

4. 地域での見守り体制の整備および災害等への対応

災害時に備えて、障がい者の世帯や高齢者のみ世帯などを民生委員・児童委員が訪問し、災害時に自ら避難することが困難な世帯の状況を事前に把握し、家族構成や緊急連絡先などを記載した避難行動要支援者名簿を整備しています。避難場所としては、通常の避難所の他に、町内5ヶ所の福祉施設を福祉避難所として必要に応じて開設を依頼します。

その他にも、在宅酸素療法者や人工透析患者の台帳も整備し、災害時に備えています。

これらを活用しながら見守りを行うとともに、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域（区・町内）が情報を共有し、災害時には消防団や自主防災組織と連携し、安否確認、避難誘導などの対応を行います。

また、冬期間を安心、安全に生活するため、障がい者のみ世帯、高齢者のみ世帯などのうち町民税非課税の世帯を対象に、玄関から道路までの雪はきの支援、屋根の雪下ろしに対する費用の一部を助成しています。

新型コロナウイルス対策としては、福祉サービス等の各施設・事業所で集団感染が発生しないよう、また、万一発生した場合でもサービス提供が継続できる体制を構築するため、県において「協力と団結で新型コロナウイルスを克服する福祉事業所ネットワーク（介護・障がい等）プロジェクト」を立ち上げ、福祉施設を支援していくこととしています。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画が確実に推進されるよう、関係行政機関、各障がい者団体、社会福祉法人及び事業所等が相互に協力しあえるネットワークを構築します。各関係機関が情報交換等を行い、一人ひとりに合ったサービスが適切に提供できるよう、また、障がい者の権利が護られ安定した生活が送れるよう支援していきます。

白鷹町自立支援協議会について

(1) 協議会の位置づけ

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす場として位置づけられています。

(2) 協議会の役割

これまで地域の中で把握された課題やニーズについては、町や相談支援事業所だけでは、解決が難しいことがありました。自立支援協議会は、そのような課題を地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

- ・相談支援事業者の運営評価等
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(3) 協議会の活動

本町では、平成24年度に白鷹町自立支援協議会を設置しました。協議会は、代表者会議（年1回～数回）と部会で構成されています。部会では、就労支援、生活全般、障がい者福祉制度の活用など、様々なテーマが取り上げられ、関係機関の担当者その他、必要に応じて、本人や家族等が出席して行われます。

2. 障がい福祉施策の総合的な推進について

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

（２）国、山形県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、町単独で対応できないものも含まれています。目標達成、見込量確保のためには、グループホームや訪問系サービス、障がい児通所支援事業所の充実が特に必要となります。近隣の自治体と連携、国、県の事業や制度の充実や支援が必要なことなど、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

（３）専門的人材の育成・確保

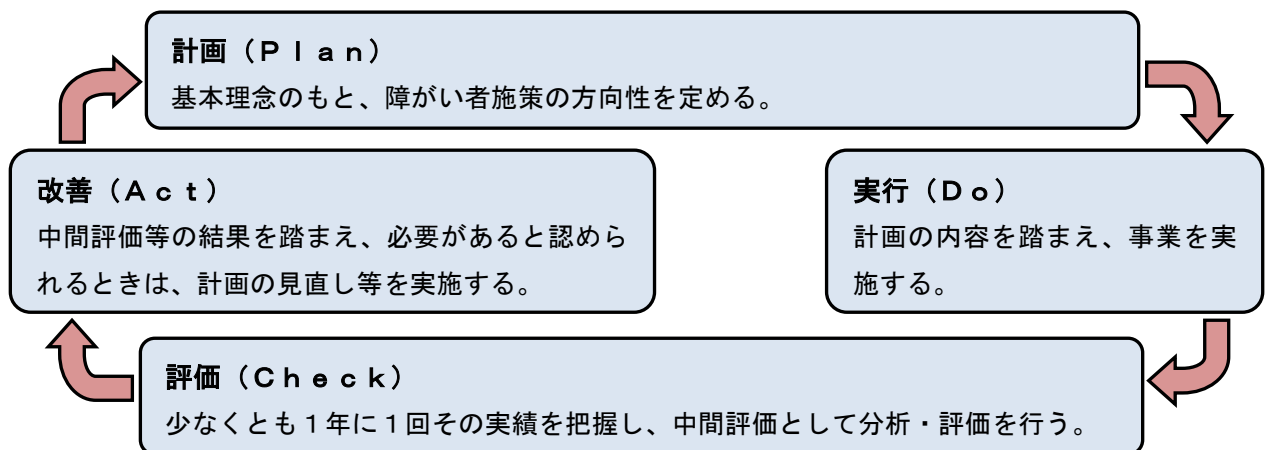
本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の確保、資質の向上に努めます。

（４）財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

3. 計画の達成状況の点検及び評価（PDCA）

計画の達成状況等については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、「白鷹町明るい健康都市づくり推進会議」の審議を経て、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施します。



参考資料

1. 障がい福祉サービスの種類と内容

訪問系サービス

事業名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事やその他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス

事業名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス

事業名	サービス内容
自立生活援助	共同生活援助または施設入所支援を受けていた方が、自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や相談に応じる等の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

相談支援

事業名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人等の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等について、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を提供します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がい者について、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障がい児支援

事業名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における基本動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等との連絡調整等を行います。

その他

事業名	サービス内容
自立支援医療	精神通院医療や更生医療、育成医療の給付を行います。
補装具	補装具の購入や修理に要した費用の給付を行います。

2. 障がい福祉サービスを利用できる方

サービス名		サービスの利用可能な障害支援区分など
訪問系	居宅介護	区分1以上の方
	重度訪問介護	重度の障がいのある、区分4以上の方
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難のある方 ※身体介護を伴う場合は区分2以上
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある、区分3以上の方
	重度障がい者等包括支援	常時介護を要する、区分6の方
日中活動系	生活介護	区分3以上の方（施設入所の方は区分4以上）。年齢が50歳以上の方で、区分2以上の方（施設入所の方は区分3以上）
	自立訓練	障がいのある方（障害支援区分にかかわらず利用可能）
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方
	就労継続支援	利用開始時65歳未満の障がいのある方
	就労定着支援	就労移行支援等を利用後に一般就労し、6ヶ月が経過した方
	療養介護	ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、区分6の方。筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、区分5以上の方
	短期入所	区分1以上の方
居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた方で、自宅生活を希望する方
	共同生活援助	障がいのある方（障害支援区分にかかわらず利用可能）
	施設入所支援	生活介護利用者のうち、区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上）。自立訓練等の利用者のうち、通所することが困難である方 など
相談支援	計画相談	障害福祉サービス等の申請・変更申請をした方
	地域移行支援	障害者視線施設や精神科病院へ入院していた方等で、地域生活への移行のための支援が必要な方
	地域定着支援	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障がいのある方など
障害児通所支援	児童発達支援	集団療育および個別療育を行う必要がある、未就学で障がいのある方
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業終了後や休業日に支援を必要とする障がいのある方
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある方で、当該施設における専門的な支援が必要な方

3. 地域生活支援事業の種類と内容

事業の種類	事業の内容
相談支援事業	福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたっての必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。また、実施にあたっては、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化などを推進します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者が、成年後見制度を利用するときに必要な手続き等の支援を行い、障がい者の権利擁護に努めます。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業) (要約筆記者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなどの意思疎通を円滑にするための支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、障がい者の日常生活を支援します。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がい者などに対する外出のための支援及び特別支援学校への通学に対する支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また、機能強化事業により地域活動支援センターの機能の充実を図ります。
日中一時支援事業	一時的な見守り等の支援が必要な障がい者等に対し、日中の見守りや日常的な訓練等を行う活動の場を提供し、家族の就労支援、介護者の一時的な休息が得られるよう支援を行います。
訪問入浴事業	家庭において入浴することが困難な障がい者等に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得助成事業) (自動車改造助成事業)	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業により、障がい者の社会参加の促進を図ります。

4. 主なサービス提供事業所

○白鷹町内の事業所

事業所名	提供サービスの内容
白鷹町社会福祉協議会	居宅介護・移動支援
こぶしの家	生活介護・就労継続支援 B 型
相談支援事業所こぶし	相談支援・障がい児相談支援
グループホームこぶし	共同生活援助
白鷹陽光学園	施設入所支援・生活介護・短期入所・日中一時支援
相談支援事業所陽光	特定相談支援
はっぴーデイサービスセンター	基準該当生活介護
陽だまり	共同生活援助
しらたかFACTORY	就労継続支援 B 型
POCCOしらたか	放課後等デイサービス

○置賜管内の主な事業所

	事業所名	提供サービスの内容
長井市	おきたま	相談支援
	だいまち	生活介護・就労移行支援・就労継続支援 B 型
	希望が丘西おき第 1～4 ホーム	介護サービス包括型共同生活援助
	ライフサポート杏の里	居宅介護・重度訪問介護、相談支援
	アプリコットハウス	共同生活援助
	せせらぎの家	就労継続支援 B 型
	NPO 福祉支援センターすぎな	生活介護・就労継続支援 B 型
	フラワーほっと	就労継続支援 B 型
	グループホームしゃくなげ寮	共同生活援助
	やまなみ学園	福祉型障がい児入所施設・短期入所・日中一時支援
	POCCOながい	放課後等デイサービス
	すみれ学園	児童発達支援
	あゆむ	児童発達支援センター・放課後等デイサービス・ 保育所等訪問支援・障がい児相談支援
川西町	コロニー希望が丘 あさひ寮、こだま寮、まつのみ寮、 しらさぎ寮、ひめゆり寮	施設入所支援・生活介護・短期入所・生活訓練
	デイサポートまつかぜ	生活介護・生活訓練・日中一時支援
南陽市	南陽の里	施設入所支援・生活介護・短期入所
	ライフサポート とまり木	生活支援・相談支援
	くぬぎ荘	共同生活援助
米沢市	梓園	施設入所支援・生活介護・短期入所・機能訓練
	栄光園	施設入所支援・生活介護・短期入所
	松風園	施設入所支援・生活介護・短期入所

○その他(山形市・上山市)

事業所名	提供サービスの内容
山形県立こども医療療育センター	障害児入所支援、短期入所、日中一時支援、児童発達支援、発達障がい者支援センター
向陽園	生活介護・短期入所
月のひかり	放課後等デイサービス・短期入所・生活介護
福祉ネットワーク山形 ちゃお	放課後等デイサービス
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 山形南栄校	放課後等デイサービス
まなびのへや バンビーナ吉原	児童発達支援
まなびのへや バンビーナ松原	放課後等デイサービス
ことばのデイルーム 奏	地域密着型通所介護 / 共生型児童発達支援 / 共生型放課後等デイサービス
子ども発達支援ルーム おれんじ学園かみのやま	児童発達支援

5. 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消に向けた基本的事項を定めることにより、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人には付さない条件をつけることなどにより、障がいのある人の権利又は利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的な配慮 障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整をいう。
- (5) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- (2) 障がいのある人は、社会を構成する一員として社会参加の機会が確保されること。
- (3) 障がいのある人は、生活する地域についての選択の機会が確保されること。
- (4) 障がいのある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されること。
- (5) 町、町民及び事業者は、共生社会を実現するため、連携し、協力して、障がい及び障がいのある人に関する相互理解の推進に取り組むこと。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的及び前条の基本理念に基づき、障がいや障がいのある人に対する町民及び事業者の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を総合的に実施するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民及び事業者は、第3条の基本理念に基づき、障がい及び障がいのある人に対

する理解を深めるとともに、前条に規定する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(町における障がいを理由とする差別の禁止)

第6条 町は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

2 町は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人に対し合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第7条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人に対し合理的な配慮をするように努めなければならない。

(広報及び啓発)

第8条 町は、共生社会の実現に向けて必要な広報及び啓発活動に取り組むものとする。

(相談体制の整備)

第9条 町は、障がいのある人その家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、必要な相談体制の整備を図るものとする。

2 町は、前項に規定する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実確認及び調査
- (2) 相談に係る関係者に対する必要な助言及び情報提供
- (3) 相談に係る関係者間の調整
- (4) 関係行政機関への紹介及び連絡調整

(協議の場の設置)

第10条 町は、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に実施することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づき白鷹町障がい者差別解消支援地域協議会を置く。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する

